

整理番号	計調－法申－30
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	日影規制の特例許可
概 要	建築基準法第56条の2第1項では、地方公共団体の条例（大阪市建築基準法施行条例第5条の2）で指定する区域内にある一定高さ以上の建築物について、条例で指定する時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないが、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められ、大阪市建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りではないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第56条の2第1項ただし書 ・ 大阪市建築基準法施行条例第5条の2 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・ 大阪市建築基準法第56条の2ただし書き許可申請の手続き要領 <p style="text-align: center;">（上記要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</p>
審査基準	申請建築物の日影範囲等について、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得たものについて許可を行います。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。